

## 審 査 の 基 準

審査書類	審査基準項目	審査ポイント	配点 (100点)	
添付書類(1) 公の施設の管理に関する事業計画書(様式第1-1号)				
1 管理運営の基本方針			25	
設置目的の 効果的な達成		<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市の文化創造活動の現状と課題を踏まえた創造館の役割の理解度が高く、期待できる内容か</li> <li>・市民の活動の場、まちの居場所として、市民に親しまれる施設となることが期待できる内容か</li> </ul>	(15)	
市民の平等な 利用の確保		<ul style="list-style-type: none"> <li>・公の施設として、広く市民の利用を促進しながら、公平性を保つことができるものとなっているか</li> </ul>	(10)	
2 管理運営に関する業務の実施計画			50	
人員配置・ 業務執行体制	適正かつ確実な 管理を行う能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設等を保全し、市民の利用に供する上で、適正であるか</li> <li>・市民の利用相談等にコーディネーターが常時対応できるか</li> <li>・事業展開や地域連携を図ることが可能であるか</li> </ul>	(10)	
利用料金・ 減免制度等		効率的な管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の利便性を高める工夫があるか</li> </ul>	(5)
		市民の平等な 利用の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不当な差別的取扱いをするおそれがないか</li> </ul>	(5)
事業の企画・ 運営(事業計画)	文化創造活動の 企画、実施等の 実効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業展開イメージに対する具体的かつ実現可能な事業計画が提示されているか</li> </ul>	(15)	

	設置目的の効果的な達成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実施による成果が期待できるか</li> <li>・来館者を増やすための様々な工夫があるか</li> </ul>	(15)
3 個人情報の保護に関する事項			5
	適正かつ確実な管理を行う能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の不利益が生じないよう個人情報を適正に取り扱うことができるか</li> </ul>	(5)
添付書類(2) 公の施設の管理に関する収支予算書(様式第1-2号)			
収支計画・指定管理料	効率的な管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人員配置・業務執行体制を整備し、事業計画を実施するために要する経費が事業計画と整合した妥当なものであるか</li> <li>・利用料金収入および指定管理料の見込みは適正か</li> </ul>	10
添付書類(3) 定款、規約又はこれらに類する書類			
	申請資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請をする団体に必要な資格を満たしているか</li> </ul>	—
添付書類(4) 法人にあつては、登記事項証明書			
	申請資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請をする団体に必要な資格を満たしているか</li> </ul>	—
添付書類(5) 財務状況を示す書類			
	適正かつ確実な管理を行う能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理を3年間継続して行うことができる財務状況であるか</li> </ul>	5
添付書類(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類			
団体の概要書	適正かつ確実な管理を行う能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・創造館の運営に活用できる実績や能力があるか</li> </ul>	5
誓約書、その他	申請資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・欠格事項のいずれにも該当しない団体であるか</li> </ul>	—